

保健所 2 - 1

不利益処分の内容	勧告に従わないときの検体の採取の措置		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 16 条の 3 第 3 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 2

不利益処分の内容	健康診断の勧告、健康診断の実施		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
</			

保健所 2 - 3

不利益処分の内容	感染症のまん延防止のための就業制限		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 4

不利益処分の内容	特定感染症指定医療機関等への入院の勧告に従わない場合の措置、緊急入院先への措置		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条第 3 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 5

不利益処分の内容	特定感染症指定医療機関等への入院期間の延長の勧告に従わない場合の措置、緊急入院先への措置		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 20 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 - 6

不利益処分の内容	検体又は感染症の病原体の提出命令		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 26 条の 3		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 7

不利益処分の内容	検体の提出、採取の命令、検体の採取措置		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 26 条の 4		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 8

不利益処分の内容	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の命令		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 9

不利益処分の内容	ねずみ族、昆虫等が存在する区域の指定及び駆除の命令、存在する区域の指定及び駆除の指示及び駆除の措置		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 10

不利益処分の内容	病原体に汚染された物件の移動制限、禁止その他の必要な措置の命令、病原体に汚染された物件に必要な措置の指示及び消毒、廃棄等の措置		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 29 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	病原体に汚染された死体の移動制限等		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 30 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	病原体に汚染された水の給水制限、禁止の命令		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 1 3

不利益処分の内容	病原体に汚染された建物に係る立入の制限又は禁止の措置、病原体に汚染された建物に係る封鎖等の措置		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 32 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 1 4

不利益処分の内容	結核指定医療機関の指定の取消し		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	検体の採取措置		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 44 条の 11 第 3 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	新感染症に係る健康診断の勧告、健康診断の措置		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 45 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 1 7

不利益処分の内容	新感染症の所見がある者の入院の勧告等、入院の勧告等に従わない場合の措置、緊急入院先への措置、入院期間の延長の措置		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 46 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 1 8

不利益処分の内容	新感染症に係る消毒その他の措置		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 50 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	費用の徴収		
根拠法令及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 63 条		
担 当 課	保健医療課又は生活環境課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項又は第 29 条第 2 項の規定による措置に要した実費は徴収しないため、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	施術所の使用制限命令等		
根拠法令及び条項	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 11 条第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第 2 5 条、第 2 6 条			

不利益処分の内容	違反広告を行った者に対する中止・是正命令		
根拠法令及び条項	医療法第 6 条の 8 第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
医療法第 6 条の 5、第 6 条の 7、第 6 条の 8			

不利益処分の内容	施設の使用制限命令等		
根拠法令及び条項	医療法第 24 条第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
医療法第 2 1 条、第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 4 条			
医療法施行規則第 1 9 条、第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 1 条の 2、第 2 1 条の 3、第 2 1 条の 4、第 2 1 条の 5			

不利益処分の内容	管理者の変更命令		
根拠法令及び条項	医療法第 28 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	開設許可の取消等		
根拠法令及び条項	医療法第 29 条第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 2 5

不利益処分の内容	正当な理由がないにもかかわらず、業務を開始しない場合の変更等許可取消		
根拠法令及び条項	医療法第 29 条第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 2 6

不利益処分の内容	毒物又は劇物の販売業に対する廃棄物の回収等の命令		
根拠法令及び条項	毒物及び劇物取締法第 15 条の 3		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
毒物及び劇物取締法第 15 条の 3			
毒物及び劇物取締法施行令第 40 条			

不利益処分の内容	毒物又は劇物の販売業者に対する改善命令		
根拠法令及び条項	毒物及び劇物取締法第 19 条第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。 ○関連規定 毒物及び劇物取締法第 19 条第 1 項 毒物及び劇物取締法施行規則第 4 条の 4			

不利益処分の内容	毒物又は劇物の販売業者に対する登録の取消		
根拠法令及び条項	毒物及び劇物取締法第 19 条第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。 毒物及び劇物取締法第 19 条第 2 項(同法施行令第 36 条の 2)			

保健所 2 - 2 9

不利益処分の内容	毒物又は劇物の販売業者に対する不適当な毒物劇物取扱責任者の変更命令		
根拠法令及び条項	毒物及び劇物取締法第 19 条第 3 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
毒物及び劇物取締法第 19 条第 3 項(同法施行令第 36 条の 2)			

保健所 2 - 3 0

不利益処分の内容	毒物又は劇物の販売業者に対する登録の取消等		
根拠法令及び条項	毒物及び劇物取締法第 19 条第 4 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
毒物及び劇物取締法第 19 条第 4 項(同法施行令第 36 条の 2)			

保健所 2 - 3 1

不利益処分の内容	毒物又は劇物の業務上取扱者に対する廃棄物の回収等の命令		
根拠法令及び条項	毒物及び劇物取締法第 22 条第 4 項（第 15 条の 3 を準用）		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
毒物及び劇物取締法第 22 条第 4 項、第 15 条の 2、第 15 条の 3			
毒物及び劇物取締法施行令第 40 条			

保健所 2 - 3 2

不利益処分の内容	毒物又は劇物の業務上取扱者に対する不適当な毒物劇物取扱責任者の変更命令		
根拠法令及び条項	毒物及び劇物取締法第 22 条第 4 項（第 19 条第 3 項を準用）		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 3 3

不利益処分の内容	法令に違反していると認める毒物又は劇物取扱者に対する必要な措置の命令等		
根拠法令及び条項	毒物及び劇物取締法第 22 条第 6 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 3 4

不利益処分の内容	歯科技工所の構造設備の改善命令		
根拠法令及び条項	歯科技工士法第 24 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	歯科技工所の使用禁止命令		
根拠法令及び条項	歯科技工士法第 25 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	登録の取り消し等		
根拠法令及び条項	臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 7		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
臨床検査技師等に関する法律施行規則第 12 条			

保健所 2 - 3 7

不利益処分の内容	薬局開設者、店舗販売業者及び高度管理医療機器等販売・貸与業者に対する法令違反の医薬品等の廃棄等の命令		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 70 条第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 3 8

不利益処分の内容	命令に従わない場合の医薬品等の廃棄等の命令		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 70 条第 3 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	薬局製造販売医薬品の製造業者に対する医薬品等の検査命令		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 71 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する製造、販売等禁止等に当たるおそれのある不適格な構造設備の改善命令等		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 72 条第 3 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）			

保健所 2 - 4 1

不利益処分の内容	薬局開設者、店舗販売業者及び高度管理医療機器等販売・貸与業者に対する許可基準を満たさないおそれのある不適格な構造設備の改善命令等		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 72 条第 4 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 4 2

不利益処分の内容	薬局開設者、店舗販売業者及び高度管理医療機器等販売・貸与業者に対する許可基準への適合命令		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 72 条の 2 第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 4 3

不利益処分の内容	法令違反の薬局開設者、店舗販売業者、薬局製造販売医薬品の製造販売業・製造業及び高度管理医療機器等販売・貸与業者に対する業務改善命令		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 72 条の 4 第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 4 4

不利益処分の内容	許可条件違反の薬局開設者、店舗販売業者、薬局製造販売医薬品の製造販売業・製造業及び高度管理医療機器等販売・貸与業者に対する是正命令		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 72 条の 4 第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 4 5

不利益処分の内容	承認前の医薬品等の広告禁止に違反した薬局開設者、店舗販売業者及び高度管理医療機器等販売・貸与業者に対する中止命令等		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 72 条の 5 第 1 項、第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 4 6

不利益処分の内容	薬局開設者、店舗販売業者、薬局製造販売医薬品の製造販売業・製造業及び高度管理医療機器等販売・貸与業者に対する不適切な管理者の変更命令		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 73 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 73 条（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項）			

保健所 2 - 4 7

不利益処分の内容	薬局製造販売医薬品の製造販売承認の取消し		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 74 条の 2 第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 4 8

不利益処分の内容	薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の変更命令（保健衛生上の必要があるとき）		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 74 条の 2 第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 4 9

不利益処分の内容	薬局製造販売医薬品の製造販売承認の取消し、変更命令（許可取消し、違反等によるとき）		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 74 条の 2 第 3 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 5 0

不利益処分の内容	薬局開設者、店舗販売業者、薬局製造販売医薬品の製造販売業・製造業及び高度管理医療機器等販売・貸与業者に対する業の許可の取消		
根拠法令及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 75 条第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	施術所の使用制限命令等		
根拠法令及び条項	柔道整復師法第 22 条		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関係法令			
柔道整復師法第 2 2 条、第 2 0 条			
柔道整復師法施行規則第 1 8 条、第 1 9 条			

不利益処分の内容	有害物質等の基準が定められた家庭用品の製造等の事業を行う者に対する回収命令等		
根拠法令及び条項	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第 6 条第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定			
有害物質を含有する家庭用品に関する法律第 6 条第 1 項			
有害物質を含有する家庭用品に関する法律施行規則第 1 条 別表第 1			
有害物質を含有する家庭用品に関する法律施行規則第 2 条 別表第 2			

保健所 2 - 5 3

不利益処分の内容	家庭用品によるものと認められる健康被害が生じた場合の有害物質含有疑いの家庭用品の製造等の事業を行う者に対する回収命令等		
根拠法令及び条項	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第 6 条第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 3 0 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由			
法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

保健所 2 - 5 4

不利益処分の内容	賠償受給による給付の制限		
根拠法令及び条項	予防接種法第 18 条第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
国家賠償法に基づく損害賠償を受けた場合に一定期間の支給停止を行う。			
1 支給停止を行う給付は、障害年金及び障害児養育年金			
2 支給停止を行う期間は、支給停止を行った給付の総額が、調整対象賠償額と同額となるまでの間			

不利益処分の内容	賠償受給額相当額の返還命令		
根拠法令及び条項	予防接種法第 18 条第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 12 条に規定する給付を受けた後、国家賠償法に基づく損害賠償を受けた場合、その額に見合う額の給付金を返還させることとする。			

不利益処分の内容	不正受給者からの給付額の徴収		
根拠法令及び条項	予防接種法第 19 条第 1 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することとする。			

不利益処分の内容	命令に従わない場合の給付の差止め		
根拠法令及び条項	予防接種法施行令第 16 条第 2 項		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 13 年 11 月 7 日		
処 分 基 準			
年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなく第 16 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。			
ここで、「正当な理由」とは、病気、事故等の場合をいう。			

不利益処分の内容	命令に従わない場合の給付の差止め		
根拠法令及び条項	予防接種法施行令第 23 条（第 16 条第 2 項準用）		
担 当 課	保健医療課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 13 年 11 月 7 日		
処 分 基 準			
法第 16 条第 2 項の「命令に従わない場合の給付の差止め」の処分基準を準用する。			